

平成28年度両立支援等助成金 仕事と介護の両立支援の取組を進めるための 介護支援取組助成金の見直しについて

介護支援取組助成金については、仕事と介護を両立できる職場作りをさらに進めていただくため、より一層の取組効果を上げることを目指して、平成28年6月24日（金）から支給要件の一部を見直します。

具体的には、以下の2点の取組が支給要件に追加されます。

- 介護関係制度の設計・見直し
- 働き方改革の取組

ぜひ、これまでの取組に加えて実施し、仕事と介護を両立できる職場作りに取り組んでください。

なお、これまでの支給要件である取組についても一部見直しがあります。概要は別紙をご確認ください。

これまでの取組を活用し、新たな支給要領に基づく申請を行う場合はこちら([介護支援取組助成金Q&A](#))

- ※1 見直し前の支給要件に基づく支給申請は、平成28年6月22日（水）までに要件を満たし、かつ平成28年6月23日（木）までに支給申請を行ったものまでを受け付けます。郵送の場合は簡易書留とし、平成28年6月23日（木）の消印のものまでを受け付けます。
- ※2 従来 of 支給要件に基づく各取組については、支給申請の前日まで完了している必要があることにご留意ください。



取組内容	支給要件の変更点
1 仕事と介護の両立に関する実態把握（アンケート調査）	「2 制度設計・見直し」、「3 社内研修」より前に実施すること （※制度設計・見直し、社内研修をより効果的に行うため）
2 制度設計・見直し	○育児・介護休業法に定める介護関係制度について、法律を上回る制度を導入すること（3、4より前に実施）。 （※育児・介護休業法に基づく制度を利用しやすくするため）
3 介護に直面する前の労働者への支援（社内研修・制度周知）	○実施時期：アンケート調査後 ○研修時間：1時間以上 ○受講者数：雇用保険被保険者の8割以上 ○実施内容：研修時間内に質疑応答ができること （※効果的な研修とするため）
4 介護に直面した労働者への支援（相談窓口の設置・周知）	○相談窓口は、氏名、電話番号、メールアドレス等で特定できること。 ○相談窓口担当者は社内研修に参加すること。 （※より相談しやすい体制整備のため）
5 働き方改革	○年次有給休暇の取得促進 ○時間外労働時間の削減 について、1～4に取り組んでから3か月間経過後、一定水準以上の実績があること。 （※介護をしながら働き続けやすい環境整備のため）

※他にも要件があります。詳細な支給要件については、近日中に厚生労働省ホームページに掲載します。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

トップページから右上から「両立支援等助成金」でサイト内検索